

シャチ展示運営及び研究活動に関する覚書に基づく確認

株式会社グランビスタホテル&リゾート鴨川シーワールド（以下「甲」という。）と公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「乙」という。）は、シャチ展示運営及び研究活動に関する覚書（平成 23 年 12 月 15 日締結）第 4 条に基づき、以下のとおり決定し、確認した。

第 1 条 乙は、甲が所有する個体（以下「甲所有個体」という。）について、名古屋港水族館北館メインプール（以下「メインプール」という。）での展示を行わないものとする。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、甲は、名古屋港管理組合が所有する個体とともに甲所有個体がメインプールへ移動することについて了解するものとする。

第 3 条 乙は、メインプールにおいて、甲所有個体に対し、公開トレーニングの内容に係る指示を出さないものとする。

この確認の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 5 月 26 日

千葉県鴨川市東町 1464-18

甲 株式会社グランビスタホテル&リゾート
鴨川シーワールド 館長 勝俣



名古屋市港区港町 1-3

乙 公益財団法人名古屋みなと振興財団
名古屋港水族館 館長 日登

